

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人金谷温清会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給について定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 役員等への報酬等は、理事長は報酬のみとし、他の役員等は報酬等を支給する。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員だけに支給すべき報酬等の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 理事長 | 報酬 |
| (2) 非常勤役員 | 報酬及び費用弁償 |
| (3) 評議員 | 報酬及び費用弁償 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 報酬及び費用弁償 |

2 この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

3 役員等に賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員等の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2及び3に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- (4) 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、その月の全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日曜日（日曜日）に当たるときは、支給日曜日の前々日に、支給日曜日に当たるときは、支給日曜日の前日に支給する。

2 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場

合は、その方法によって支給することができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成18年5月13日から施行し、第5条及び第6条の規定は平成18年4月1日から適用する。

2 この規定の施行により、平成13年1月1日施行の役員報酬規程は廃止する。

3 平成19年4月1日一部改正施行

附則

1 この規程の名称を「役員報酬規程」から「役員等報酬及び費用弁償規程」に改め、平成20年10月25日に一部改正する。

2 改正後の「役員等報酬及び費用弁償規程」は、平成20年11月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成28年3月26日に一部改正し、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月27日に一部改正し、同日施行する。

別表 1

理事長の報酬

1. 理事長の報酬は、次に掲げる額とする。

役職名	俸給年額
理事長	3,000 千円

2. 俸給は、俸給年額を12等分した額を毎月支給する。

別表 2

非常勤の役員の報酬

1. 理事の報酬は、次に掲げる額とする。

	報酬（日額）	費用弁償
理事会への出席	7,000 円	2,000 円
上記の他、法人・施設業務の出勤	7,000 円	実費

2. 報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

別表 3

監事の報酬

1. 監事の報酬は、次に掲げる額とする。

	報酬（日額）	費用弁償
監事監査及び理事会への出席	7,000 円	2,000 円
上記の他、法人・施設業務の出勤	7,000 円	実費

2. 報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

別表 4

評議員の報酬

1. 評議員の報酬は、次に掲げる額とする。

	報酬（日額）	費用弁償
評議員会への出席	7,000 円	2,000 円
上記の他、法人・施設業務の出勤	7,000 円	実費

2. 報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

別表 5

評議員選任・解任委員の報酬

1. 評議員選任・解任委員の報酬

	報酬（日額）	費用弁償
評議員選任・解任委員会への出席	7,000 円	2,000 円

2. 報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

